

前橋市新最終処分場整備検討委員会の会議ルールに関する取扱い

1 会議開催の事前公表

会議の日時、会場、議題、傍聴等について、原則として会議開催の1週間前までに、情報提供コーナー（市庁舎2階）及び市のホームページで公表する。

2 会議の公開

検討委員会の会議は、原則として公開する。ただし、会長は会議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 前橋市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に関する事項
- (2) その他会議を公開することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し会長が決定する。
傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、先着順により決定する。
また、傍聴ルールを次のとおりとする。

傍聴ルール

- (1) 公然と意見を述べるなど会議を妨害しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

4 会議資料の提供

配布又は閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

5 会議録の作成

会議録は、次に掲げる事項を記載した検討委員会の会議録を作成し、保存するものとする。
また、会議録の内容については、委員の確認を得た後、これを公表する。

- (1) 検討委員会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

6 会議録及び会議資料の公表

会議録及び会議資料については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

7 専門部会

専門部会の会議については、前橋市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するため、非公開とする。ただし、議事概要を後日公開する。

前橋市情報公開条例

(行政情報の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開の請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 法令又は他の条例の定めるところにより公開することができない情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人は識別できないが、公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧することができる情報

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号八に規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名(ただし、公開することにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。)

エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から消費生活その他の人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の機関との間における調査、研究、計画、検討、協議、審議等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの

(5) 実施機関が行う監査、立入検査、取締り、許可、認可、監視、徴税、渉外、争訟、交渉、契約、試験、用地買収、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより次のいずれかに該当するもの

ア 当該事務又は事業の目的が損なわれると認められるもの

イ 当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 実施機関と国等の機関との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(7) 公開することにより人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(8) 実施機関の照会、依頼等に基づいて法人等又は個人から実施機関に対して任意に提供された情報であって、公開することにより当該法人等又は個人との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの